

「令和元年度訪問看護講師人材養成研修会」の

受講者推薦について

受講者の推薦条件

1. 訪問看護経験が豊富で、今後、訪問看護人材の育成に関する研修の講師人材等として活躍できる看護師
2. 地域で訪問看護の推進・普及に関する研修の企画・運営できる看護師
3. 平成 28 年度「訪問看護ハイレベル人材養成研修会」、平成 29 年度および平成 30 年度「訪問看護講師人材養成研修会」の受講者を除く。ただし、都道府県の方針として理由がある場合に限り、平成 28 年～30 年度の訪問看護講師人材養成研修会等の受講者であっても構わないこととする。
4. 都道府県における訪問看護担当部局の職員

選 定

上記1、2のいずれかの条件を満たす3の者を都道府県看護協会（在宅担当）、訪問看護ステーション連絡協議会等からの推薦によって選定し、都道府県が推薦する。また、訪問看護担当部局の都道府県職員1名が参加する。訪問看護担当部局の職員の場合、平成 29 年度および平成 30 年度「訪問看護講師人材養成研修会」受講者であってもさしつかえない。

推薦人数

各都道府県訪問看護師と都道府県職員合わせて2～3名。なお、都道府県担当職員については、できるだけ参加していただくことが望ましい。

特記事項

尚、推薦元は、訪問看護講師人材養成研修会受講者に対して、訪問看護講師人材養成研修会での学びの報告をうけたり、受講者が集まり研修会を検討する機会を作ることが望ましい。

締め切り

令和元年 10 月 4 日（金）